

A列	B列	C列	D列	E列	F列	G列	H列	
行 番 号 ↓			博物館の危機管理マニュアル 主要項目一覧および主要項目解説 <b>火災発生時の応急対応（詳細版）</b> <b>【シート6】</b> 独立行政法人国立文化財機構文化財防災センター編集（令和7年3月24日版） ご利用の前にシート1（凡例）をお読みください。★印は、文化財防災センターによる注記、再掲、関連項目などの情報を示しています。	文科省ガイドブックにおける主要項目の解説（抄録）	<b>【参考情報】大規模地震等に対応した消防計画作成ガイドライン（総務省消防庁 平成31年）における主要項目の解説等</b> ★標記ガイドラインは、一定の大規模・高層の防火対象物を対象にしており、すべての博物館が対象になるわけではありませんが、中規模・小規模博物館の消防計画、危機管理マニュアルにも参考になる部分が多いと考えられるため、参考情報として抄録を掲載します。これについては凡例（シート1）のNo.5をお読みください。なお「自衛消防組織」は、同ガイドラインが対象とする、防災管理実施義務がある建物においてのみ設置される点に留意してください。それ以外の博物館では、「自衛消防隊」など別の名称となります。また「防災管理者」の選任が義務付けられているのも防災管理実施義務がある建物だけです。	調査協力館危機管理マニュアル等を参考にした記載例  ★令和7年度中に掲載予定	その他の参考資料 ★URLについては令和7年3月10日参照	
2			<b>火災発生時の対応</b> 関連項目：シート4（火災 事前対策）77行	基礎編p.36 ・日本では、毎年多数の火災が発生しています。主な出火の原因は放火及び放火の疑い、たばこ、コンロ、たき火、火遊び、ストーブなどです。 ・無理な消火活動をせずに、早期に避難誘導することが重要です。避難が遅れると火が回らなくても有毒ガスの煙などにより、多数の被害者が発生する可能性があります。初期消火とあわせて避難誘導を迅速に対応します。 ・煙による被害から身を守ることが重要です。火災がボヤなどの小規模な場合でも、有毒ガスが発生する危険性は非常に高く、炎による被害よりも煙による被害が重大です。避難誘導時には姿勢を低くしてハンカチや衣類の袖などで鼻と口を押さえ（水で濡らすとなおよい）、煙を吸わないように呼びかけます。 ・天井に火が移ったら消火器では消せませんので、すぐに避難します。避難の際には、災害時要援護者への配慮を行ないましょう。エレベーターは煙の通り道になるので、絶対使ってはけません。 ・初期消火、避難誘導、通報、アナウンス等の訓練を実際の機器をつかって毎年必ず体験しておくことが何より重要です。			★令和7年度中に掲載予定	エレベーターの安全対策（一般社団法人 日本エレベーター協会）「緊急時の対応」 <a href="https://www.n-elekyo.or.jp/safety/elevator.html">https://www.n-elekyo.or.jp/safety/elevator.html</a>  エスカレーターの安全対策（一般社団法人 日本エレベーター協会）「緊急時の対応」 <a href="https://www.n-elekyo.or.jp/safety/escalator.html">https://www.n-elekyo.or.jp/safety/escalator.html</a>
3			火災発見時の措置	火災発見 基礎編p.36 <input type="checkbox"/> 煙や火災の発見 <input type="checkbox"/> 出火場所、出火の状況を確認	火災発見時の措置>具体的な記述のポイント p.110 (p.13) ▶火災発見時の活動要領を具体的に記載する(発見手段・手順)。  火災発見時の措置>記述内容の解説 p.110 ▶テナント単位で導入されているセキュリティシステムに関する対策として、機密情報を収納している室など、防災センター勤務者にも解錠方法を教えることができないような場所で火災が発生した場合には、最終的な手段としてセキュリティゲートを破壊して開錠することも想定されるが、このような場所で火災が発生した場合の入室手段（解錠方法の伝達、破壊による開錠の可否等）について明確化する。			
4			通報連絡	基礎編p.36 <input type="checkbox"/> 消防署への通報。119 通信困難な場合には駆けつけ通報。	通報連絡>具体的な記述のポイント p.110 (p.13) ▶消防機関や関係機関との通報連絡の活動要領を具体的に記載する。 ▶マスコミ等に対して広報対応を行う場合の体制等を盛り込む。【注：この記述のポイントは、「事前対策」シートの「情報発信体制の整備」にも再掲しています。】  通報連絡>記述内容の解説p.110 ▶公設消防隊の到着までに必要な情報をどれだけ収集し整理できるか、どのような形で消防隊に情報提供するか訓練が有効である。【★注：この項目はシート4（事前対策）の「教育訓練」にも再掲しています。111行】  指揮命令体系>活動要領例等 p.110 ▶防災センターは、災害確認後、消防機関へ通報するとともに、自衛消防組織の統括管理者に報告し、放送設備により必要に応じ館内周知する。・発災後も定期的に被害状況を確認するなど、情報収集活動に従事する必要あり。・臨海地域では津波情報も考慮し、必要に応じ周知する。			
5			消防機関への通報					
6			館内・所轄部署への連絡等					
7			避難、臨時閉館（臨時休館）の判断 関連項目：シート4（事前対策）41行	基礎編p.36 <避難・閉館の判断> <input type="checkbox"/> 火災状況をもとに館内関係者で協議 <input type="checkbox"/> 避難や閉館の決定  実践編p.22の表6, p.74（ひな形9 閉館および退避の基準）				
8			勤務時間外の発災の場合→緊急参集可否の判断→緊急参集 関連項目：シート4（事前対策）31行					
9			防災用具・救急用品の準備と確認 関連項目：シート4（事前対策）105行					
10			所轄部署への連絡					

11	消火活動	<p>初期消火 基礎編p.36</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 職員配置</li> <li><input type="checkbox"/> 消火器、消火設備の確認</li> <li><input type="checkbox"/> 初期消火の実施</li> </ul>	<p>▶初期消火班 消火器、屋内消火栓等を活用しての消火活動 1班あたり2人以上が適当。 目安：屋内消火栓使用可能人数以上p.60, p.108</p> <p>消火活動&gt;具体的な記述のポイント p.110 (p.13)</p> <p>▶消火活動の活動要領を具体的に記載する。</p>		
12	避難誘導	<p>避難誘導の実施 基礎編p.37</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 職員配置</li> <li><input type="checkbox"/> 避難口、避難経路、誘導先の確認</li> <li><input type="checkbox"/> 避難誘導の実施</li> <li><input type="checkbox"/> 災害時要援護者への目配り</li> <li><input type="checkbox"/> 避難完了の確認</li> </ul> <p>関連項目：シート5（地震 応急対応）63行 関連項目：シート4（事前対策）44行</p>	<p>★[注：避難誘導に係る解説等は、シート5（地震 応急対応）63行に掲載しています。]</p>	<p>災害時要援護者対策（内閣府防災情報のページ） <a href="https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/youengosya/index.html">https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/youengosya/index.html</a></p> <p>外国人来訪者や障害者等が利用する施設における災害情報の伝達及び避難誘導に関するガイドラインリーフレット（総務省消防庁） <a href="https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/post-3.html">https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/post-3.html</a></p>	
13	避難の館内アナウンス、呼びかけ	<p>基礎編p.37</p> <p>&lt;火災発生、避難開始等のアナウンス&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 館内への避難誘導</li> </ul>			
14	誘導先（一時避難場所）の安全確認				
15	避難口の開放				
16	避難経路の確保				
17	一時避難場所への避難誘導				
18	部屋閉じ込め・エレベーター閉じ込め・逃げ遅れの確認と対応、避難完了の確認				
19	災害時要援護者（要配慮者）対応	<p>★再掲：要援護者への対応に係る地震と風水害の事前対策]</p> <p>基礎編p.21</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 災害時要援護者への方への配慮</li> </ul> <p>災害時要援護者とは必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する方々（高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊婦等）のことです。災害時には優先的に安全確保ができるよう配慮する必要があります。イギリスのV&amp;A美術館には30カ国語に対応できるようにスタッフを揃えており、通常の接客のみならず、災害発生時にも役立つようにしています。外国人の訪れる機会が多い博物館では日本語だけでなく英語等によるアナウンスなどの配慮が必要です。また視覚障害者の方、聴覚障害者の方は、避難誘導のときに身振りや手振りにより避難口を示す、手や腕を取って誘導する配慮も必要です。足が不自由な方、車椅子の方の避難のサポート方法についてもあらかじめ話し合っておきましょう。</p> <p>基礎編p.65</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 災害時要援護者への配慮</li> </ul> <p>災害時は停電、避難などさまざまな事態が想定されます。来館者は外国人や障害者、妊婦、高齢者、子どもなどさまざまな方がいる事が考えられます。災害時には、災害時要援護者に対する特別な配慮ができるよう、マニュアルを整備し、必要な設備や物品をそろえ、職員に対する講習会などを行なう必要があります。</p> <p>地震／実践編p.46</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 災害時要援護者への対応</li> </ul> <p>日本語だけでなく、外国語による情報発信も必要です。自館内だけでなく、立地によっては外にも災害情報の発信が必要です。</p>	<p>火災に特有の内容&gt;具体的な記述のポイント p.110</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶聴覚障害者、外国人等への情報伝達方法等について記載する。</li> <li>▶自力避難困難者の避難行動支援について記載する。</li> </ul> <p>地震に特有の内容&gt;具体的な記述のポイント p.117 (p.16)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶自力避難困難者については、支援体制が確立するまでの介護要員を指定し記載する。</li> </ul> <p>活動要領例等 p.110</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶災害時要援護者への対応については、事前に計画しておくことに加えて、当該対応について当該災害時要援護者に対して事前に情報提供を行うことにも留意が必要である（掲示、案内パンフレットへの記載等）</li> </ul>		
20	安全防護措置		<p>安全防護措置&gt;具体的な記述のポイント p.110 (p.14)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶安全防護措置（防火戸・シャッター、排煙口等の操作、危険物・漏洩ガス等の応急防護措置、活動上支障となる物件等の除去等）の活動要領を具体的に記載する。</li> </ul>		
21	救出救護、応急救護	<p>救急救助 基礎編p.36</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 職員配置</li> <li><input type="checkbox"/> 救急資器材、AEDの確認</li> <li><input type="checkbox"/> 救急救急の実施（周囲の人の協力を求める）</li> <li><input type="checkbox"/> 病院への連絡、搬送</li> </ul> <p>関連項目：シート5（地震 応急対応）41行</p>	<p>★[注：消防計画作成ガイドライン（平成31年）において「救出救護」は「落下物・転倒物や閉じ込め等に伴う被災者の救出・救護」（p.38）、「救出及び負傷者の応急手当等の人命安全に関わる措置」（p.60）とされています。このうち「救護」は、「応急救護」ないし「応急手当」とも呼ばれています。同ガイドラインにおける救出救護、応急救護に係る解説等は、シート5（地震 応急対応）41行に掲載しています。]</p>		
22	消防機関への情報提供・案内		<p>消防機関への情報提供・案内&gt;具体的な記述のポイント p.111 (p.14)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶現着する消防機関への情報提供や案内の活動要領を具体的に記載する。</li> <li>▶消防機関と自衛消防組織との指揮調整方法、消防機関指揮本部の設置場所（防災センター等）を記載する。</li> </ul>		
23	臨時閉館（臨時休館）及びチケットの取扱いに関するアナウンスと対応	<p>基礎編p.37</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> チケット扱い等のアナウンス</li> </ul> <p>実践編p.22</p> <p>開館中に災害が発生した場合、チケットの払い戻しについても検討する必要があります。一律チケットの払い戻しを行う、要請のあった来館者だけ払い戻しを行う、優待券を配る等対応をあらかじめ検討しておきましょう。</p> <p>関連項目：シート4（事前対策）45行</p>			

24	博物館資料に被害が発生するおそれがある時、ないし被害が発生した時の対応 関連項目：シート5（地震 応急対応）71行 関連項目：シート4（事前対策）50行	基礎編p.37 □ 職員配置			
25	展示資料及び収蔵資料の被災状況の確認、記録、報告	基礎編p.37 □ 資料の被害詳細調査の実施。業者等も交えた目視点検			
26	二次災害に備えた展示資料及び収蔵資料への対応				
27	セキュリティの確保				
28	資料の保護と緊急避難	資料対応（延焼に備えた作品の緊急避難）基礎編p.37 □ 資料対応資器材の確認 □ 資料作品の退避、収蔵室への移動等			
29	被災した展示資料及び収蔵資料への応急処置	基礎編p.37 □ 資料の復旧措置			
30	関係者への連絡				
31	共催者、所蔵者、寄贈者、寄託者、作家等	基礎編p.37 □ 資料作品の作家、寄贈者への状況連絡			
32	災害復旧等の活動との調整				
33	再開館の判断、発信、実施				
34	記録の作成、共有、保存				
35	情報発信 関連項目：シート4（事前対策）116行		★再掲：情報発信に係る事前対策 通報連絡＞具体的な記述のポイント p.110 ▶マスコミ等に対して広報対応を行う場合の体制等を盛り込む。		